

入札公告書

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問/意見	内容	回答
1	【入札公告】 入札時の工事費内訳 書について							質問	電子入札システムにて、入札書提出の際に工事費内訳書を添付とありますが、各工種（設計・機械・電気・建築・水道施設・運転維持管理）の内訳を一式計上として提出することよろしいでしょうか。また様式はHP記載のものを使用するのでしょうか。	入札にあたっては、HPの様式（ <a href="https://www.kwsa.or.jp/nyusatsu/youshiki/files/26-33n6.xls">https://www.kwsa.or.jp/nyusatsu/youshiki/files/26-33n6.xls</a> ）を確認の上、設計建設費の総額を一式、運転維持管理費の総額を一式として記載し、それらの合計金額を入札金額として提出して下さい。

## 01\_入札説明書

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答
			第2章	1	(2)	キ					
1	【入札説明書】 技術対話	8	第2章	1	(2)	キ			質問	技術対話において、「技術対話内容書」に関連しない事項について貴企業団から事業者に質問することはない、との理解でよろしいでしょうか。もし、前記の様な質問がある場合、事前に開示頂けますでしょうか。	技術対話の中で会話をやり取りすることはありますが、基本的には事業者からの質問に答えることを想定しております。
2	【入札説明書】 プレゼンテーション	8	第2章	1	(2)	コ			質問	プレゼンテーションは直接的に評価に含まれない、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
3	【入札説明書】 水道施設工事の具体的な内容について	14	第3章	3	(1)	オ	(エ)		質問	本工事における「水道施設工事」の具体的内容については、場内造成や建物以外の土木構造物（池、槽、管廊等）に係る工事を想定しておりますが、その理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	【入札説明書】 監理技術者等の専任について	15	第3章	3	(1)	コ			質問	監理技術者の業種を複数取得していれば、兼務することは可能でしょうか。また設計製作期間と現場施工期間で変更することは可能でしょうか。	排水処理施設内の工事であれば、専任特例2号による専任要件の緩和による兼務は可能です。また設計製作期間と現場施工期間で監理技術者を変更することは可能です。
5	【入札説明書】 統括責任者の要件について	16	第3章	3	(1)	シ			質問	統括責任者に求められている「統括等の業務経験」とは、具体的にどのような経験でしょうか。また浄水場以外の施設に係わる経験でも良く、実績資料は契約書・組織図等でよろしいでしょうか。	浄水場施設を問わず、実施した事業のプロジェクトマネージャー（各事業を取りまとめ業務の進捗状況や課題整理・調整等を行う統括的な責任者）としての業務経験を求めます。実績の資料としては、実績とした工事の契約内容及び業務の内容が確認できる仕様書等の写しや統括業務に従事したことが分かる資料（登録証や議事録の写し等）を求めます。
6	【入札説明書】 建設JVの結成について	21	第6章	1					質問	落札者には契約時に工種別年割金額を提出することを求めるとありますが、どのような資料でしょうか。	各工種（設計・機械・電気・建築・水道施設）の区分で年割の費用を提出下さい。
7	【入札説明書】 落札後の手続	21	第6章	2					質問	落札後の手続後の運転維持管理JVの結成に、「工種別年割金額」とありますが、工種別年割金額の内訳の項目についてご教授願います。	要求水準書P.7に示している業務を合算した費用として、運転維持管理（運転管理業務、保守点検業務、脱水土分析、汚泥運搬・処分業務、その他業務の合計）と修繕業務（計画修繕業務、計画外修繕業務の合計）の年割金額を提出下さい。

## 02\_落札者決定基準

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問/意見	内容	回答
1	【落札者決定基準】 脱水土の最適化について	8	表5	5.1				事業者が提案して有効利用方法について、事業期間中変更することは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、提案した有効利用方法から変更する場合は、企業団に報告を求めます。企業団と事業者で協議した結果、提案内容を下回ると判断される場合は、減額ポイントの対象とします。なお、変更の事由が勘案すべき社会情勢等による場合は、減額ポイントの対象とするか企業団が個別に判断します。	
2	【落札者決定基準】 脱水土の最適化について	8	表5	5.1				事業者が設定する目標有効利用率は、事業期間全体での設定でよろしいでしょうか。	全期間の平均値ではなく、事業期間中で、毎年度に達成すべき目標有効利用率を提案下さい。	
3	【落札者決定基準】 脱水土の最適化について	8	表5	5.1				“含水率及び処分単価（円/DS- $m^3$ ）について提示すること”とありますが、運転維持管理委託契約書別添12（1）の対価の算定では単位：tとt（乾燥土）が用いられています。これらを統一の単価tとして頂きたいと存じます。	落札者決定基準、様式集、運転維持管理委託契約書（案）について、DS=Dry Sludge=乾燥土と定義の上、「円/DS-t」・「計画処分量（DS-t）」の記載に統一します。なお、契約の締結に当たっては、これらの資料の当該部を修正したうえで契約を締結することとします。	
4	【落札者決定基準】 脱水土対応の最適化	8						現状の貴企業団が発注されている企業団排出土運搬処分委託（相模原分）について、この委託は有効利用業務という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
5	【落札者決定基準】 災害時、設備故障時、原水水質悪化時の対応	8						企業団への教育や研修等の具体的な提案を評価するとありますが、提案書に記載したけど貴企業団の職員の方が参加しなかった場合は、提案内容未達に該当しないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、複数回の実施やスケジュール調整など事業者としての努力を求めます。	

## 03\_モニタリング基本計画書(案)

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問/意見	内容	回答
1	【モニタリング基本 計画書(案)】 モニタリング評価書	2	第1	6				質問	評価結果は甲乙同意のもと、採用されるとの認識でよろしいでしょうか。	企業団が決定します。必要に応じて協議をすることは可能です。
2	【モニタリング基本 計画書(案)】 参考資料3	11						質問	これは例であり、内容は事業者の裁量によるものとの認識でよろしいでしょうか。	参考資料1～3を基に、モニタリング実施計画において事業者が定め、企業団が承諾するものとします。

## 04\_基本協定書(案)

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問/意見	内容	回答
			第12条	2項						
1	基本協定書(案) 企業団による契約解除について	4	第12条	2項				質問	運転維持管理業務委託契約が解除されたことが原因で建設工事請負契約が解除されるのは、契約の内容及びフェーズが異なるもので合理的な理由がないものと考えます。そのため、当該場合における解除は削除頂けないでしょうか。	本事業はDBO一体の事業であり、原案の通りとします。
2	【基本協定書】 秘密保持義務	5	第15条	3項	(4)			質問	「協力企業」には事業者の親会社も含まれるという理解でよろしいでしょうか？	親会社が「構成企業から業務を請負う企業若しくは受注する企業」に該当するのであれば含まれますが、該当しない場合には含まれません。
3	【基本協定書】 秘密保持義務	5	第15条	3項	(6)			質問	企業団が事業者以外の第三者に運営維持管理を委託する場合における開示については、事前に開示する情報の内容や範囲について協議や確認させてもらえるという理解でよろしいでしょうか。	企業団として、運営維持管理業務を行うために必要と判断する情報を開示する規定です。必要に応じて協議することは可能です。
4	基本協定書(案) 秘密情報の開示について	5	第15条	3項	(6)			質問	本号に該当する場合には、事前の承諾を要する取扱いとさせていただきますでしょうか。	No. 3の回答をご確認下さい。
5	基本協定書(案) 個人情報の保護について	6	第16条					質問	「神奈川県内広域水道企業団情報セキュリティ基本方針」および「神奈川県内広域水道企業団情報セキュリティ対策基準」について、事前に開示を頂けないでしょうか。	「神奈川県内広域水道企業団情報セキュリティ基本方針」については、第4回閲覧資料として公表します。ただし、「神奈川県内広域水道企業団情報セキュリティ対策基準」については、本協定締結者以外に開示を予定している規則ではありませんので、「本協定締結者に開示する」と記載の通り、契約者のみに開示予定です。 なお、当該対策基準は総務省が発行している「地方公共団体における情報セキュリティポリシーガイドライン」に概ね準拠して作成しています。
6	基本協定書(案) 有効期間について	6	第19条	2項				質問	各当事者の情報管理負担の観点から、第15条に基づく秘密保持義務については、本協定有効期間満了後3年間効力を有する運用とさせていただきますでしょうか。	本協定有効期間満了後5年間効力を有する運用とします。なお、契約の締結に当たっては当該部を修正したうえで契約を締結することとします。

## 05\_建設工事請負契約書(案)

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問/意見	内容	回答
1	【建設工事請負契約書】 関連工事の調整	1	第2条					質問	関連工事のとの調整・協力に伴って、当方側に増加費用が生じる場合の負担については、発注者が負担または請負代金の変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	協議により決定とします。
2	建設工事請負契約書(案) 工事内訳明細書及び 工程表について	1	第3条	3項				質問	工事内訳書については、最終的な内訳が内訳書と異なったとしても全体の契約金額に変更がなければ契約違反となるものではなく、工程表についても納期に影響しない限り工程表記載の工程と異なる工程で業務を遂行したとしても契約違反にはならないと理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、変更が分かった時点で協議することを求めます。
3	【建設工事請負契約書】 物価指数について	1	第4条	1項	(5)			質問	履行保証保険を付保する場合、本事業は設計・建設期間が10年以上の長期事業となっており、保険会社によっては期間一括での契約が出来ない保険会社もでてきております。そのため、一括でなく分割での付保も可能なものとさせて頂けないでしょうか。	分割での付保も可能としますが、期間中の維持が義務付けられます。
4	建設工事請負契約書(案) 設計図書不適合の場合について	4	第17条	1項				質問	本項における請求とは、第32条に基づく検査までの期間における請求であり、検査後の設計図書不適合を理由とする請求は第32条第6項及び第54条の範囲内で行われると理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
5	建設工事請負契約書(案) 条件等の変更について	5	第18条	5項				質問	本項における必要性は甲乙間協議により判断されるという解釈で宜しいでしょうか。	甲として「必要があると認められるとき」と判断した時に本項を適用します。必要に応じて協議することは可能です。
6	建設工事請負契約書(案) 工事の中止について	5	第20条	3項				質問	本項における必要性は甲乙間協議により判断されるという解釈で宜しいでしょうか。	No. 5の回答をご確認ください。
7	建設工事請負契約書(案) 乙の請求による工期の延長について	5	第22条	1項				質問	本条は乙に帰責性がない場合の工期の延長につき規定しておりますが、乙に帰責性があった場合は本条が適用されず、第24条に基づき協議により延長の可否も含め決定するという理解で宜しいでしょうか。	第24条は工期の変更が他の条項で認められている場合に、その変更方法を認める規定です。乙に帰責性がある場合は工期延長は認めず、遅延責任を追及します。
8	建設工事請負契約書(案) 請負金額の変更方法等について	5	第25条	3項				質問	この契約書(案)の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定めるとありますが、協議が調わない場合は、どのような対応になりますでしょうか。	第57条、58条が適用されます。

## 05\_建設工事請負契約書(案)

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問/意見	内容	回答	
9	【建設工事請負契約書】 物価指数について	6	第26条	3項					質問	“物価指数等に基づき甲乙協議して定める。”と記載がありますが、用いる指数や変更方法は別途協議との理解でよろしいでしょうか。	甲が決定します。必要に応じて協議することは可能です。
10	建設工事請負契約書 (案) 臨機の措置について	6	第27条	4項					質問	「乙が請負金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分」は甲乙間で協議の上決定するという理解で宜しいでしょうか。	甲が「適当でないと認められる」と判断したときに本項を適用します。必要に応じて協議することは可能です。
11	建設工事請負契約書 (案) 前払金及び中間前払金について	8	第35条	3項					質問	「次項に定める甲の認定を受けられないときは」と記載がありますが、認定を受けられない場合とは、具体的にどのような場合でしょうか。	具体的状況に応じて判断するため、回答を差し控えます。
12	建設工事請負契約書 (案) 前払金等の不払に対する 工事中止について	9	第42条	2項					質問	本項における必要性は甲乙間協議により判断されるという解釈で宜しいでしょうか。	甲が「必要があると認められるとき」と判断した時に本項を適用します。必要に応じて協議することは可能です。
13	建設工事請負契約書 (案) 暴力団排除に係る解除等について	10	第46条						質問	乙による解除についても同様の規定を定めさせて頂けないでしょうか。	乙の催告によらない解除権は、第49条に規定がございます。
14	建設工事請負契約書 (案) 甲の損害賠償請求等について	11	第52条	1項					質問	乙が負うべきリスクについて予測可能性を確保し、当該リスクに応じてより適切な受注価格をご提示する(リスクが無尽蔵であれば本来は価格に転嫁せざるを得ないところであり民間案件では損害賠償上限を付すことは当事者間の公平や適切な価格設定の観点から一般的に行われているものです)観点から、損害賠償の範囲制限(通常損害・直接損害に限定する)および損害賠償の上限設定(例えば「落札価格の〇%」または「〇〇円」)をして頂けないでしょうか。	原案の通りとします。
15	建設工事請負契約書 (案) 契約不適合責任期間等について	13	第54条	5項					質問	本項の規定により乙としては引き渡し後最大7年間契約不適合責任の追及を受ける可能性があるものと理解しております。当該期間終了まで履行の追完等に対応できる人員や生産体制等を維持することが困難な場合が想定されますため、本項は削除頂けないでしょうか。代替として期間経過後の契約不適合につきましては損害賠償にて対応させて頂けないでしょうか。	原案の通りとします。

## 05\_建設工事請負契約書(案)

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問/意見	内容	回答
16	建設工事請負契約書 (案) 仲裁について	13	第58条					質問	国内取引という本案件の性質上、紛争解決手段は基本協定書第18条と同様に裁判に変更頂けないでしょうか。	原案の通りとします。
17	建設工事請負契約書 (案) 設計図書について	14	第62条	4項				質問	甲から乙に設計図書に関する指示を行う場合、指揮命令関係と解釈される恐れがあり、偽装請負に該当する可能性があるため、設計に関する指摘事項がある場合には、甲乙協議とさせて頂けないでしょうか。	原案の通りとしますが、業務を進めていく上で懸念が生じた場合は、甲乙協議により解決とします。
18	建設工事請負契約書 (案) 著作権の譲渡等について	14	第64条	1項				質問	成果物の著作権を乙に留保した場合であっても、甲に使用許諾することで、成果物を問題なく使用いただくと考えております。そのため、成果物の著作権は乙に留保する方向で再度見直しを頂けないでしょうか。また、それに伴い第2項に規定する公表及び第3項に規定する改変についてはいずれも乙の承諾を要することとし、第4項に規定する使用、複製、公表についてはいずれも甲の承諾を要しないこととさせて頂けないでしょうか。	原案の通りとします。
19	【建設工事請負契約書】 条件変更等に関する特則	15	第69条					質問	第18条1項1号が適用除外となっていますが、その理由をご教示ください。	今回の事業では、図面、仕様書、現場説明書等が発生しないため、当該条項は適用除外としています。
20	建設工事請負契約書 (案) モニタリングについて	15	第74条	4項				質問	第52条に記載した乙が負うべきリスクについての予測可能性の確保という観点から、違約罰が課される場合には違約金等の支払いに違約罰相当額を充当を頂けないでしょうか。	原案の通りとします。必要に応じて協議することは可能です。
21	建設工事請負契約書 (案) プロフィットシェアについて	16	第82条		(3)			質問	減額幅は乙が負担する費用が低減すると見込まれる額の10分の5未満という理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
22	建設工事請負契約書 (案) (別添1) 契約内容未達による違約金について	17		1項	(1)			質問	「契約内容未達」の場合は、第17条第1項の工事の施工部分が設計図書に適合しない場合や、第32条第6項の検査に合格しない場合、第43条の契約不適合と重複する場合は想定されること、各条に基づく責任が追及される場合であっても別途別添1に基づく違約金の支払いが請求されることになるのでしょうか。	モニタリングにおいて是正勧告を行った上で、是正措置がなされていないのであれば、違約金の請求となります。

## 05\_建設工事請負契約書(案)

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問/意見	内容	回答
23	建設工事請負契約書 (案) (別添2) 教育・研修について	18	NO. 29					質問	「関連経費及び予備要員の配置又は応援要員の確保」 が事業者のリスク負担となっていますが、事業者が計 画・実施する教育・研修が対象との理解でよろしいで しょうか。	ご理解の通りです。
24	建設工事請負契約書 (案) (別添2) 物価変動について	18					※3	質問	別添2※3につき、本契約書(案)の第26条第6項におけ るインフレーション又はデフレーションによる金額変 更の場合であっても、同条第7項に加え第2項の割合が 適用されるという理解でよろしいでしょうか。	第26条第6項が適用される急激なインフレーション・デフレーションの場合は、インフレスライド条 項が適用されるため、変動前残工事金額の1000分の 10を超える額となります。

## 06\_運転維持管理業務委託契約書(案)

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問/意見	内容	回答
1	【運転維持管理業務委託契約書(案)】 検査等	1	第1	4項					「契約金額が100万円以下の～」とありますが、100万円は税込金額という理解でよろしいでしょうか。	税込金額となります。
2	【運転維持管理業務委託契約書(案)】	2	第9	2項					「甲は、契約の目的物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該契約の目的物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。」とありますが、事業者のノウハウに関するものについては、甲乙の協議による判断のもと、決定するとの認識でよろしいでしょうか。	公表については企業団が判断します。必要に応じて協議をすることは可能です。
3	【運転維持管理業務委託契約書(案)】	2	第9	2項					「当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。」とありますが、設計・施工・運転維持管理一括型総合評価一般競争入札実施要綱 第16条には「入札参加者から提出された技術資料等の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、企業団は、技術提案などを外部に公表する場合及び入札参加者の承諾を得た場合は、技術資料を無償で使用することができる。」との記載があり、技術資料の無償使用は入札参加者の承諾が必要となっております。記載に齟齬があるように思われますが、解釈を御教示願います。	設計・施工・運転維持管理一括型総合評価一般競争入札実施要綱 第16条は、入札手続との関係における規律であり、その後の権利関係を規律したものではありません。一方で、運転維持管理業務委託契約第9条は、選定事業者との間で運転維持管理業務について規律したものですので、規律対象が異なることから齟齬はございません。
4	【運転維持管理業務委託契約書(案)】	3, 4	第22条 第23条 第27条						「協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。」とありますが、甲に対する不服申し立てができません。協議が整わない場合の最終決定についても協議させていただけないでしょうか。	原案の通りとします。
5	【運転維持管理業務委託契約書(案)】	6, 7	第33条 の2 第41条 第41条 の2						いずれの条項も損害賠償の記載がありますが、重複してペナルティは与えられないという認識でよろしいでしょうか。	解除にかかる違約金は、当該解除の根拠規定に対応する違約金規定に基づき請求することとなります。例として第41条の2柱書に記載の賠償金は「甲が契約を解除するか否かを問わず」とあるように、解除と紐付けられていない賠償金等は、請求の根拠規定が両立するため、それぞれの規定に基づいて請求可能となります。
6	【運転維持管理委託契約書】 契約不適合責任期間 等	8	第43条	1項					「甲がその不適合を知ったときから1年以内」という記載がありますが、引渡した日からの経過年数に関わらず、甲が不適合を知ったときから1年の保証をすることになり、事業者として非常に重い保証責任を負うこととなります。建設工事請負契約同様、引渡した日からの期間設定への変更を検討いただくことは可能でしょうか。	原案の通りとします。
7	【運転維持管理委託契約書】 保険	8	第45条	1項					要求水準で事業者に求める保険はないと理解しておりますが、火災保険については既設・新設設備含め発注者が付保されるとの理解でよろしいでしょうか。	既設、新設を問わず、建築物及び建築付帯設備に関して、引き渡し後に企業団で保険に加入します。

## 06\_運転維持管理業務委託契約書(案)

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問/意見	内容	回答
8	【運転維持管理委託契約書】 契約不適合責任期間等	9	第48条	7項			質問	「履行期間全体におけるサービス対価の10分の1」とありますが、既に履行済みの期間を含めた全期間のサービス対価を基準にするのではなく、「履行期間全体（既に履行が完了した期間を除く。）におけるサービス対価の10分の1」としていただくことをご検討いただけませんかでしょうか。	運転管理の重要性から、原案の通りとします。
9	【運転維持管理委託契約書】 適用外	9	第49条				質問	第16条1項1号が適用除外となっていますが、その理由をご教示ください。	今回の事業の性質を踏まえると、図面、仕様書、現場説明書等がないため、適用除外としています。
10	【運転維持管理委託契約書】 計画外修繕業務	11	第58条				質問	本条2～4項の記載は「既施設設」にのみ適用されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、契約の締結に当たっては当該部を修正したうえで契約を締結することとします。
11	【運転維持管理業務委託契約書(案)】	11	第61	1項			質問	当該事象が不可抗力に該当するか否かについては、甲乙双方で協議のうえ判断するという理解でよろしいでしょうか。	企業団が判断します。必要に応じて協議をすることは可能です。
12	【運転維持管理業務委託契約書(案)】	11	第61	4項			質問	「これを超える場合は甲が負担することを基本として協議により定める。」ありますが、協議する内容の詳細をご教示願います。また、協議により甲が負担しない場合の例もご教示願います。	個別具体的状況に応じて判断・協議が行われます。
13	【運転維持管理委託契約書】 計画処分量について		別添1	2	(1)		質問	備考において、実処分量が計画処分量に満たない場合においても上記計算式において積算するものとされていますが、計画処分量を上回った場合は、その実処理量に当該年度の合意単価を乗じた金額が支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
14	【運転維持管理委託契約書】 対価A-1の合意単価		別添1	2	(1)		質問	“対象費用の各年度の合意単価”とありますが、各年度において処分単価を提案してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、合意単価のため、金額の妥当性については確認します。
15	【運転維持管理委託契約書】 別添1		3(2)				質問	「改訂率の算定として用いる指数は、甲と乙が協議の上で決定する」とありますが、指数の協議は、甲又は乙がサービス対価の変更を請求しようとするときに初めて行うのでしょうか？それとも、本業務開始前に、各対価費目の改訂に用いる指数をあらかじめ協議により定めるのでしょうか？	指数の協議は、甲又は乙がサービス対価の変更を請求しようとするときに初めて行います。
16	【運転維持管理業務委託契約書(案)】 サービス対価の支払いについて 別添1	14	2				質問	対価Cにおいて2,500,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）とありますが、一方で要求水準書48頁では1回あたり250万円（消費税を含む）とあります。どちらが正しいのでしょうか。	「消費税を含む」が正です。なお、契約の締結に当たっては当該部を修正したうえで契約を締結することとします。
17	【運転維持管理業務委託契約書(案)】 サービス対価の支払いについて 別添1	15	3	(1)			質問	改定率を確認する時期と指数の算出方法をご教授ください（例：改定を行う前年度の10月に公表されている過去12カ月分の指数平均など）	スライド協議請求の期限は毎年9月末日までとします。指標の算出方法は、契約締結後に開示します。

06\_運転維持管理業務委託契約書(案)

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問/意見	内容	回答
18	【運転維持管理業務委託契約書(案)】 別添2【サービス対価の減額】							質問	減額ポイント・ボーナスポイントの確定については、甲乙の協議により決定されるとの認識でよろしいでしょうか。	企業団が決定します。必要に応じて協議をすることは可能です。
19	【運転維持管理業務委託契約書(案)】 サービス対価の支払いについて 別添2	17	4					質問	ボーナスポイントとはどういった事象に対して、何ポイント付与して頂けるのでしょうか。詳細をご教授ください。	具体的状況に応じて企業団が判断するため、回答を差し控えさせていただきます。
20	【運転維持管理業務委託契約書(案)】 サービス対価の支払いについて 別添2	17	4					質問	ボーナスポイントについて、累積されたポイントは事業期間終了時に精算して頂けるという理解でよろしいでしょうか。また、精算時における計算方法をご教授願います。	ボーナスポイントは、減額ポイントを相殺するために設けるものであり、累積したポイントを現金として精算することはありません。
21	【運転維持管理業務委託契約書(案)】 別添3							質問	賃金の物価変動の※3の説明文に、「一定の割合を超える費用負担は企業団(中略)その割合は設計建設工事請負契約書(案)及び運転維持管理業務委託契約者(案)において定める」とありますが、その割合というのは別添1の「サービス対価の支払いについて」の「3 賃金又は物価の変動の確認」の内容という認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
22	【運転維持管理業務委託契約書(案)】 別添3							質問	不可抗力の分担表にある※5の「企業団のリスク負担を基本とするが、被害を最小限にとどめる経済的動機付けのため、生じた損害の一部を事業者に背負わせるもの」にある「経済的動機付け」とは、第61条(不可抗力による損害)4に記載のある「サービス対価に係る対価の100分の1相当額に至るまでは乙が負担し、これを超える場合は甲が負担することを基本として協議により定める。」を指しているとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

## 08\_設計・施工・運転維持管理一括型総合評価一般競争入札実施要綱

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問/意見	内容	回答
1	【設計・施工・運転 維持管理一括型総合 評価一般競争入札実 施要綱】	5	第12条					質問	「契約内容に合致した確実な設計、施工及び運転維持 管理を行うことができないと認めるときは、当該技術 提案等を不採用とすることができる。」とありますが、 この決定に対する意見や申し立ての場を設けてく ださるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

## 09\_提出書類作成要領及び様式集

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問/意見	内容	回答
1	【提出書類作成要領 及び様式集】	4	第2	3					様式は、元の記載内容を残せば、枠の大きさや余白は任意で設定してもよろしいでしょうか。	問題ありません。
2	【提出書類作成要領 及び様式集】 様式IV-7-1-①	41							様式IV-7-1～4の技術提案書の内、A4判の用紙全てを同じ体裁にすることを前提として、様式、グループ名、社名を余白に記載し、太枠を拡大することをご了承頂けますでしょうか。	問題ありません。
3	【提出書類作成要領 及び様式集】 様式IV-7-1-①	41							様式IV-7-1～4の技術提案書の内、A4判の用紙全てを同じ体裁にすることを前提として「◎の枠内は、記入しないでください」「*太枠内に記述」「(文字サイズ11pt)」などの注意書きを削除し、太枠を拡大することをご了承頂けますでしょうか。	問題ありません。
4	【提出書類作成要領 及び様式集】 様式IV-7-1-①	41							様式IV-7-1～4の技術提案書の内、「〔記入欄〕」と記載のある行の役割をご教示ください。	「〔記入欄〕」と記載の行の下に、【評価項目（小項目）】の提案内容を記載してください。
5	【提出書類作成要領 及び様式集】 様式IV-7-1-①	41							様式IV-7-1～4の技術提案書の内、太枠内最下段の空白の行は削除することは可能でしょうか。	可能です。

## 13\_要求水準書

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答
			第1	4	(3)						
1	【要求水準書】 旧排水処理棟内部の 設備	10	第1	4	(3)				質問	「旧排水処理棟内部の設備は撤去済」とありますが、消防設備などの建築付帯設備の残置もないとの理解でよろしいでしょうか。また、アスベストも除去済との理解でよろしいでしょうか。	現地調査で示した通り一部付帯設備があります。なお、状況が確認できる閲覧資料は提供済みですが、アスベストの除去はしておりません。（第1回閲覧資料「番号7 アスベスト調査報告書」）
2	【要求水準】 プロフィットシェア について	17	第5	6	(8)	エ			質問	プロフィットシェアの内容については、企業団殿が要求水準を変更することによって、本事業の実施に要するコスト削減を伴う提案を行うことができ、コスト削減が認められた部分をプロフィットシェアの対象とするとの理解でよろしいでしょうか。コスト削減分のシェア額やシェアの手法については、別当協議し、双方が合意の上で確定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
3	【要求水準書】 建築の要求水準	25	第2	4	(1)	イ	(ウ)		質問	「敷地内の照明を整備すること」とありますが、管廊内の照明を全て把握することは困難であるため、仕様、数量をご提示頂けないでしょうか。	管廊内は関係法令上必要な照度の確保を想定しており、管廊の寸法が確認できる閲覧資料も提供済みであるため（第1回閲覧資料「番号17 排水処理電気制御設備関係 竣工図書・図面他」）、これらを踏まえてご検討下さい。
4	【要求水準書】 機械の要求水準	26	第2	4	(1)	エ	(ケ)		質問	「ホップに関しては設置の有無を含めて事業者提案とする」とありますが、密閉していないケーキヤードとすることも可能、との判断でよろしいでしょうか。	関係法令に準拠していることを条件に可能と判断します。
5	【要求水準書】 放流水設備	30	第2	4	(11)	ア	(7)		質問	「既設放流水設備躯体を撤去すること」とありますが、土中埋設されているRC水槽は適切な処置をすることを前提として残置可能との理解でよろしいでしょうか。	RC水槽は撤去することを想定しています。
6	【要求水準書】 造成、場内整備 土木の要求水準	31	第2	4	(15)	ア	(イ)		質問	「大型車両の通行が可能な門を2か所設置すること」とありますが、運転維持管理期間中に常時使用しない門については待機スペースは大型車両1台分とし、常用門における待機スペースと合わせて、合計3台分の待機スペースを確保すればよい、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
7	【要求水準書】 資格要件	37	第4	1	(5)	エ	(ウ)		質問	「設備更新後にボイラーの使用が不要となった場合は、不要とする」とありますが、容量計算において加温なしでも汚泥処理が可能であることを示す前提でボイラーは撤去してよい、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
8	要求水準書 電気主任技術者につ いて	37	第4	1	(5)	エ	(カ)	※2	質問	建設工事において事業者側で電気主任技術者の配置することは不要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
9	【要求水準書】 「業務引継ぎ」にお ける技術指導協力	42	第4	1	(15)	イ			質問	業務完了日以降における技術指導に要する費用負担は技術指導を受ける者との記載ですが、実施の有無及び実施期間や清算方法（人工単価など）を事業者との協議の中で定められるとの認識でよろしいでしょうか。	今回の事業者と次期事業者との協議で決定とします。

13\_要求水準書

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答
			第4	2	(2)	ウ					
10	【要求水準書】 対象施設の維持管理 業務	46	第4	2	(2)	ウ			質問	コンクリート構造物の点検について、各種水槽の内部は水を抜いて清掃した後に確認する必要があると認識しています。各種水槽毎に内部を清掃して点検した直近の点検日をご教授願います。	第4回閲覧資料として提示します。
11	【要求水準書】 専門技術者による法定 点検・精密保守点 検	46	第4	2	(2)	エ			質問	(ア)～(エ)について、対象施設の過去3年分の点検報告書をご提示願います。また、(イ)電気設備の保守点検については自家用電気工作物の保守点検の月例点検、年次点検の報告書をご提示願います。	第4回閲覧資料として提示します。
12	要求水準書 保守点検業務につ いて	46	第4	2	(2)	エ			質問	「監視制御設備保守点検」が削除されましたが、電気設備保守点検に含まれるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、既設監視制御設備の専門技術者による精密点検は企業団が行います。
13	要求水準書 保守点検業務につ いて	46	第4	2	(2)	エ			質問	「監視制御設備保守点検」が削除されましたが、電気設備保守点検に含まれないとの解釈になる場合は、専門技術者による保守点検は不要との理解で宜しいでしょうか。	No.12を参照ください。
14	【要求水準書】 汚泥の処分業務につ いて	48	第4	2	(5)	イ	(ウ)		質問	“有効利用や有価利用を妨げないものとし、”と記載がありますが、「有効利用」の定義は、埋立処分以外での利用方法との理解でよろしいでしょうか。	浄水発生土を別の用途等で再利用することを想定しています。
15	【要求水準書】 汚泥の処分業務につ いて	48	第4	2	(5)	イ	(ウ)		質問	“有効利用や有価利用を妨げないものとし、”と記載がありますが、有効利用をしなくとも廃棄物を適切に処分できていれば問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
16	【要求水準書】 汚泥運搬・処分	48	第4	2	(5)	イ			質問	脱水土に重金属が含まれ、それを理由に有効利用会社から引き取りを拒否された場合、その処分に要する費用負担は貴企業団という認識でよろしいでしょうか。	現状でも浄水発生土の有効利用に問題は生じておりませんが、万が一現状よりも有害物質の含有量が増え、浄水発生土の処分にあたり、追加の費用が発生した場合は、その帰責事由を含めて協議により決定します。
17	【要求水準書】 汚泥運搬・処分	48	第4	2	(5)	イ			質問	第1回閲覧資料の中に「企業団排出土運搬処分委託（相模原分）」の仕様書がありますが、これは事業者が運搬処分業者との契約するための参考資料であり、仕様と貴企業団への報告は事業者が定めるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
18	【要求水準書】 汚泥運搬・処分	48	第4	2	(5)	イ	(エ)		質問	現状の貴企業団が発注されている相模原浄水場排水処理排泥池汚泥収集運搬委託のマニフェストの管理について、A票の発行手順または仮登録後の運搬・処分業者への連絡手順についてご教示願います。	企業団が予約登録を行い、収集日に運転手へ予約登録のマニフェスト詳細を紙面で渡しています。

## 13\_要求水準書

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問/意見	内容	回答
			第4	2	(6)	イ	(7)			
19	【要求水準書】 堆積汚泥の収集運搬、清掃業務	49	第4	2	(6)	イ	(7)	質問	堆積した汚泥等の収集運搬について、各種水槽毎に収集運搬した量の過去実績を3回分ご教授願います	第4回閲覧資料として提示します。
20	【要求水準書】 小型藻類個体数の測定	50	第4	2	(6)	ウ	(4)	質問	小型藻類個体数の測定にあたり、貴企業団が使用されている測定器のメーカー名や型式（仕様）をご教示願います。また、事業者が準備する測定器を用いての研修は引継ぎ期間（令和8年11月～令和9年3月31日）で実施いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	測定機器は、半電動顕微鏡（位相差装置付）[メーカー名：オリンパス（現 エビデント）・型式：BX53]となります。研修についてはご理解の通りです。
21	【要求水準書】 小型藻類個体数の測定	50	第4	2	(6)	ウ	(4)	質問	引継ぎ期間（令和8年11月～令和9年3月31日）で薬品散布の対応手順等の技術的指導を行っていただくことは可能でしょうか。	引継ぎ期間で技術的指導を行います。
22	【要求水準書】 小型藻類個体数の測定	50	第4	2	(6)	ウ	(4)	質問	小型藻類個体数の測定にあたり、測定方法の指定等はあるのでしょうか。	現状では、検鏡での測定を行っており、これと同等程度の精度を求めます。
23	【要求水準書】 小型藻類個体数の測定	50	第4	2	(6)	ウ	(4)	質問	ピコプランクトンが少なく安定している時期は月1回の測定にし、ピコプランクトンが増加やろ過障害が生じたりしたときは週1回などに変更できないでしょうか。	要求水準以上の頻度を求めます。
24	【要求水準書】 小型藻類個体数の測定	50	第4	2	(6)	ウ	(4)	質問	小型藻類個体数の返送可否基準値は協議により決定とするとありますが、現状の基準値をご教示願います。	契約後、引継ぎ期間において具体的な数値を示します。
25	【要求水準書】 リスク分担		別紙8					質問	施設性能（新設対象施設）について、計画修繕における貴企業団ご指示で駆動装置の更新のみ実施して継続利用する設備の本体部分については既設設備として取扱い、貴企業団どので整備をされるとの回答を頂いていますが（第2回質問に対する回答（要求水準書（案）No.66）、貴企業団ご指示による継続利用設備の本体に起因して更新した駆動装置に不具合が生じた場合、事業者で更新した駆動装置の修繕に関わるリスクは貴企業団との認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、不具合の原因特定は事業者が主体として実施した上で、協議により帰責事由や所掌を決定するものとします。
26	【要求水準書】 付保する保険について		別紙8	No. 35				質問	要求水準で事業者に求める保険はないとの理解でよろしいでしょうか。	指定はありませんが、別紙8のリスク分担表No. 35の通り、事業者が行う業務に必要な保険は事業者にて付保ください。
27	要求水準書別紙 電気設備の仕様について	別紙13	2/14					質問	変圧器容量が1500kVAから1000kVAに修正されていますが、需要率の考え方など、修正に至った経緯をご教示いただけますでしょうか。	トップランナーモータなどの高効率機器の採用による効率の見直しや過去の実績を踏まえた需要率等によって修正しています。
28	要求水準書別紙 返送流量計の更新について	別紙22						質問	返送流量計（電磁流量計）の更新に際し、バイパス管が無い場合排水池返送ポンプの設備停止を伴います。設備停止が可能な一日当たりの時間および連続での日数をご教示願います。	6時間/日を想定しています。なお、6時間は予めの養生（排水池の水位下げ）を行った上で確保できる時間であり、連日6時間確保することは困難なため、6時間以上作業したい場合は、予め排水池及び排水池へ流入する水について、相模原市に排水の申請を行い、計画的に管理した上で作業の可否を確認する必要があります。

実施方針(案)修正版

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問/意見	内容	回答
1	【実施方針(案)修正版】 入札保証金について	32	第12	2	(1)				<p>本事業の入札に参加を希望する者が、第12条の条件を満たし、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、この限りではないとありますが、入札保証金は免除という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解の通りです。</p>